

## 第4回 犯罪被害者等基本計画検討会への事前意見

国立精神・神経センター 精神保健研究所  
中島 聡美

基本法第18条関係：刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等について

(1)「起訴への関与等」、「公訴参加制度の導入等」、「公的弁護士制度の導入」、「少年保護事件への参加等」について

検察官が被害者の代弁者としての役割を持つこと

上記の被害者団体からの要望は、現在の刑事司法手続きや裁判の結果において被害者の納得できない状況が存在することを意味している。これらの原因のひとつに刑事司法制度において被害者が証人以上の関与が認められていないことがあげられる。被告人においては弁護士が代弁者としての機能を果たしているにもかかわらず、被害者に対して検察官が必ずしも代弁者と機能するわけではない。上記の項目について実施の可能性の可否とは別に、検察官が被害者の代弁者としての役割ある程度を持つことが求められているのではないかと思われる。具体的には、被害者の公判に関する疑問や要望について耳を傾け、対応するという刑事裁判と被害者をつなぐ役割を果たすことだと思われる。

公的弁護士制度の導入

もし、検察官に十分このような機能を果たすことができないのであれば、「代理人」としての公的弁護士制度をその役割を明確にした形で導入することが必要であろう。特に、原告が未成年者、障害者等である場合には、被害者の代弁者は必須の存在である。米国やカナダにおいては、検察局に児童の保護を担当する職員（おおむねソーシャルワーカー）が常駐しているところもある（別紙参照）。検察庁の中に専門職としての被害者担当者を設置するのが困難であれば、公的弁護士が必要となる。

(2)刑事司法手続に関する情報提供の充実

被害者がその権利としてある情報を必ず提供される必要性

法務省資料において、既存の被害者の権利等（意見陳述、公判記録の閲覧、証人保護）が「被害者の求めに応じて」提供されるとあるが、こういった制度の存在自体はすべての被害者に権利として通知されるべきものである。「被害者の求めに応じて情報が提供される」のではなく、「被害者の利用できる制度について説明をうけて、被害者が選択する」ことが重要である。そのためには、被害者の利用できる制度についてわかりやすく説明したパンフレットを担当検察官あるいは、被害者支援員より被害者が理解できるように説明されることが重要である。